

小笠原村ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援事業)のご案内

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、指定の事業所を利用した際、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

1 事業概要

対象者	申請をした日及びベビーシッターを利用した日に、児童とともに村内に居住し、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とし、又はベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 ※村内での利用が対象となります。
対象児童	満6歳になる年度の末日までの児童
対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
利用上限時間	児童一人当たり年度内144時間 (障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間)
補助金額	児童一人1時間当たり 午前7時～午後10時 上限 2,500円 午後10時～午前7時 上限 3,500円
対象利用料	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービスの提供対価 <u>※入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費その他保育サービスの提供に付随する料金は対象外</u>
対象事業者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の認定事業者(詳細は東京都ホームページ参照ください。「東京都福祉局」⇒「ベビーシッター利用支援事業」⇒「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者一覧」)の中から事業者を選び、保護者が直接事業者と契約してください。   契約の際、事業者へ必ず「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」とお伝えください。 ※保育を受けた後に本事業対象外の利用であることが判明した場合、本補助金を申請いただくことができませんのでご注意ください。

2 利用の流れ

東京都の認定する事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。

「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

ベビーシッター利用（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、以下書類の交付を受けてください。

●「ベビーシッター要件証明書」

●領収書「利用した日時、児童名、シッター名、利用料の内訳が分かる書類」

村へ補助金の交付申請（利用者⇄村）

以下の【提出書類】を揃えて、補助金を申請してください。

補助金の交付（村⇄利用者）

交付決定を受けた利用者に対し、村が補助金を交付し、指定の口座に振り込みます。

【提出書類】

村様式	① 小笠原村ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書 ② ベビーシッター利用支援（一時預かり）利用内訳表 ③ 小笠原村ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金請求書
事業者発行	④ ベビーシッター要件証明書 ⑤ 領収書の原本 ⑥ 利用明細書（ベビーシッターを利用した児童、利用日、利用時間及び料金の内訳が分かるもの）
その他	⑦ 【該当者のみ】クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたことがわかる書類の写し。

※④～⑥は、ベビーシッター事業者が発行します。

3 その他の留意事項

・本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。

・村は、直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

問合せ・申請先

小笠原村 村民課 福祉係
電話：04998-2-3939